第二十二条の四第一項第三号ロ⑵中「機構」を「推進法人」に改める。

第二十二条の五第一項中「第六十五条の四第四項」を「第六十五条の四第五項」に改め、同項第四号中「を施行する者」を「の施行者」に改め、同項第二十四号中「都府県知事又は」を「都府県知事」に、「の当該」を「又は被災市街地復興特別措置法第八条第三項に規定する都道府県知事等の当該」に改め、同項第二十五号中「を施行する者」を「の施行者」に改め、同項第三十号を同項第三十一号とし、同項第二十六号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六　法第六十五条の四第一項第二十一号の二の場合　同号の被災市街地復興土地区画整理事業を施行する者の当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち同号の保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があつた旨を証する書類（当該対価の額の記載があるものに限る。）

第二十二条の六第四項第七号中「第十条第三項」を「第九条第四項」に、「場合及び」を「場合」に、「第十条第二項」を「第八条の規定により読み替えて適用される場合及び同法第九条第二項又は第三項」に改める。

第二十二条の七第三項中「第三十九条の七第四十五項」を「第三十九条の七第四十六項」に改め、同項第二号中「応じ、それぞれ」を「応じそれぞれ」に改め、「取得」の下に「（建設及び製作を含む。第五項から第十一項までにおいて同じ。）」を加え、同号イ⑵中「以下この項及び次項第一号」を「ロ⑵」に改め、同項第五号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同条第四項中「の下欄、第三号、第五号の下欄、第六号から第八号まで又は第九号」を「、第四号の下欄、第五号、第六号又は第七号」に、「第三十九条の七第四十五項」を「第三十九条の七第四十六項」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第三号」を「第二号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第三号」を「第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号及び第八号を削り、同項第九号中「第八号」を「第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十号中「第八号」を「第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十一号中「第九号」を「第七号」に改め、同号を同項第八号とし、同条第五項中「次の各号に掲げる資産」を「表の第七号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ケ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この項において「熊谷市等の区域」という。）内にあるもの（同号の下欄の車両及び運搬具を除く。）に限り、次の各号に掲げる場合に該当しない場合及び法第六十五条の七第十四項（法第六十五条の八第十八項において準用する場合を含む。）に規定するときに該当する場合における当該資産を除く。）」に、「第三十九条の七第四十五項」を「第三十九条の七第四十六項」に、「資産の区分」を「場合の区分」に改め、「各号に定める書類」の下に「（同欄に掲げる資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるものについては、当該書類及び前項第八号に定める書類）」を加え、同項各号を次のように改める。

一　当該譲渡資産及び買換資産又は取得をする見込みである資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合　次に掲げるいずれかの書類

イ　当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が集中地域（法第六十五条の七第十四項に規定する集中地域をいう。以下この項において同じ。）内である旨を証する書類

ロ　当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が集中地域以外の地域内である旨を証する書類

二　当該譲渡資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合（当該買換資産又は取得をする見込みである資産の所在地が集中地域（熊谷市等の区域を除く。次号において同じ。）内である場合に限る。）　前号イに掲げる書類

三　当該買換資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合（第一号に掲げる場合及び当該譲渡資産の所在地が集中地域内である場合を除く。）　同号ロに掲げる書類

第二十二条の七第八項第五号、第九項第六号及び第十項第一号中「第九号」を「第七号」に改め、同条第十二項中「第三十九条の七第四十四項」を「第三十九条の七第四十五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第三十九条の七第四十三項」を「第三十九条の七第四十四項」に、「同条第四十四項」を「同条第四十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　法第六十五条の八第十九項の税務署長の承認を受けようとする法人は、同項に規定する取得指定期間の末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　申請をする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二　その申請の日における法第六十五条の八第四項第一号に規定する特別勘定の金額

三　取得をする見込みである法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に掲げる資産（第五号において「買換対象資産」という。）の種類、構造、規模（土地等にあつては、その面積）及び価額

四　法第六十五条の八第十九項の特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情の詳細

五　買換対象資産の取得予定年月日及び施行令第三十九条の七第四十三項の認定を受けようとする日

六　その他参考となるべき事項

12　前項に規定する法人が同項の税務署長の承認を受けた場合には、施行令第三十九条の七第四十三項に規定する税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

第二十二条の十一の見出しを「（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」に改め、同条第四項から第六項までを削り、同条第三項中「第六十六条の六第六項に規定する財務省令」を「第六十六条の六第十一項に規定する財務省令」に、「同項に規定する特定外国子会社等（以下この項」を「同項各号に掲げる外国関係会社（第六号」に、「特定外国子会社等」を「添付対象外国関係会社」に改め、「及び当該特定外国子会社等が各事業年度において同条第三項の規定により同条第一項の規定を適用しない適用対象金額（同項に規定する適用対象金額をいう。第五項において同じ。）を有する場合における当該各事業年度に係る同条第四項に規定する特定所得の金額の計算の基礎」及び「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項第一号中「第六十六条の六第六項」を「第六十六条の六第十一項」に改め、同項第五項第三号」及び「株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。第五項第二号及び次条第一項第五号において同じ。）又は出資をいう。第五項において同じ。）」を削り、同項第六号中「第六十六条の六第六項」を「第六十六条の六第十一項」に、「特定外国子会社等」を「添付対象外国関係会社」に、「第三十九条の十六第三項第一号」を「第三十九条の十四第三項第一号」に改め、同項を同条第二十項とし、同項の前に次の十六項を加える。

4　施行令第三十九条の十五第七項の規定により同項に規定する確定申告書に添付する明細書は、法人税法施行規則別表九㈡、別表十一㈠から別表十一㈡まで、別表十二㈠、別表十二㈤、別表十三㈠から別表十三㈢まで、別表十三㈤、別表十四㈠及び別表十六㈠から別表十六㈤までに定める書式に準じた書式による明細書とする。

5　第三項の規定は、施行令第三十九条の十七の三第四項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。

6　法第六十六条の六第六項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、部分対象外国関係会社（同項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいう。次項から第十四項までにおいて同じ。）の行うデリバティブ取引（法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引をいう。第十一項、第十二項及び次条において同じ。）に係る利益の額又は損失の額につき法人税法第六十一条の五の規定その他法人税に関する法令の規定（同法第六十一条の六の規定を除く。）の例に準じて計算した場合に算出される金額とする。